

○枝幸町保育教諭修学資金貸付条例施行規則

令和3年3月25日規則第20号

枝幸町保育教諭修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枝幸町保育教諭修学資金貸付条例（令和3年枝幸町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 条例第5条の規定による修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める期間において、枝幸町保育教諭修学資金貸付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍謄本
- (3) 申請者の在学する在学証明書又は入学前にあつては、入学する保育教諭養成施設等の合格通知書の写し（次条により決定通知を受けた者は、入学後に在学証明書）
- (4) 保護者及び保証人の印鑑証明書

2 前項のほか、町長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付けの決定通知等)

第3条 条例第5条第2項の規定による貸付けの決定は、予算の範囲内において決定するものとする。ただし、予算の範囲を超える申請がある場合においては、小論文等による選考を実施し、決定するものとする。

2 条例第5条第2項の規定による通知は、貸付けをすると決定した者に対してはその旨を、貸付けをしないと決定した者に対してはその理由を付して枝幸町保育教諭修学資金貸付決定（却下）通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）によるものとする。

(修学資金の交付)

第4条 修学資金は、条例第5条第2項の規定により貸付けの決定を受けた者（修学資金の貸付けを受けた者を含む。以下「貸付決定者」という。）に対し、条例第4条の規定により毎月貸付ける。

2 貸付けは、決定通知書に記載する通知日の翌月より貸付けを開始するものとする。

(貸付の辞退)

第5条 貸付決定者が、修学資金の貸付けを受けることを辞退するときは、枝幸町保育教諭修学資金貸付辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(貸付けの申請内容の変更)

第6条 貸付決定者又は保証人は、条例第6条第2項又は条例第8条の規定により第2条による貸付けの申請内容に変更が生じた場合は、枝幸町保育教諭修学資金貸付申請内容変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(貸付決定の取消し)

第7条 町長は、条例第7条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消したときは、枝幸町保育教諭修学資金貸付取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(貸付けの停止)

第8条 町長は、条例第7条第2項の規定により修学資金の貸付けを休止するときは、枝幸町保育教諭修学資金貸付停止通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 貸付決定者は、修学資金の貸付けの全部が終了したとき又は条例第7条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消されたときは、枝幸町保育教諭修学資金借用証書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(償還の免除)

第10条 条例第9条第1項又は同条第3項の規定により貸付金の償還の免除を受けようとする者は、枝幸町保育教諭修学資金償還免除申請書(様式第8号。次項において「申請書」という。)にその事実を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、枝幸町保育教諭修学資金償還免除決定(却下)通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(在職期間の計算)

第11条 条例第9条第1項に規定する勤務した期間の計算については、貸付決定者が勤務した日の属する月の初日(その日が月の15日以降であるときは、翌月の初日)から48月を経過する日とする。

2 条例第9条第3項に規定する勤務した期間の計算については、貸付決定者が勤務した日の属する月の初日(その日が月の15日以降であるときは、翌月の初日)から退職した日の属する月の末日(その日が月の15日以前であるときは、前月の末日)までの月数とする。

(償還の免除額)

第12条 条例第9条第1項の規定により免除する貸付金の償還の額は、全額とする。

2 条例第9条第3項の規定により免除することができる貸付金の償還の額は、当該貸付決定者に係る貸付金の総額に当該貸付決定者が勤務した期間を乗じて得た額を、条例第9条第1項の規定により、修学資金の償還の全部の免除を受けることができる勤務した期間に相当する期間で除して得た額の100分の90に相当する額とする。

(償還の猶予及び償還期間の変更)

第13条 条例第10条第2項の規定により償還開始の延長及び償還期間の変更を受けようとする者は、枝幸町保育教諭修学資金償還期間等変更申請書(様式第10号。次項において「申請書」という。)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還開始の延長及び償還期間の変更について、理由を付して、その結果について、枝幸町保育教諭修学資金償還期間等変更決定(却下)通知書(様式第11号)により申請者へ通知するものとする。

(償還金の納付)

第14条 条例第10条第1項及び同条第2項の規定による貸付金の償還は、枝幸町保育教諭修学資金償還通知書(様式第12号)及び納入通知書により納付するものとする。

(償還金の減免等の申請)

第15条 条例第12条の規定により償還金の減免又は償還方法の変更を受けようとする者は、枝幸町保育教諭修学資金減免等申請書(様式第13号。次項において「申請書」という。)に、その事実を証する書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、枝幸町保育教諭修学資金償還減免決定(却下)通知書(様式第14号)により申請者に通知するものとする。

(現況届出)

第16条 条例第13条の規定による現況届出については、現況届（様式第15号）によるものとする。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）	省略
様式第2号（第3条関係）	省略
様式第3号（第5条関係）	省略
様式第4号（第6条関係）	省略
様式第5号（第7条関係）	省略
様式第6号（第8条関係）	省略
様式第7号（第9条関係）	省略
様式第8号（第10条関係）	省略
様式第9号（第10条関係）	省略
様式第10号（第13条関係）	省略
様式第11号（第13条関係）	省略
様式第12号（第14条関係）	省略
様式第13号（第15条関係）	省略
様式第14号（第15条関係）	省略
様式第15号（第16条関係）	省略